## 事業主の皆様へ

## 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう!

年次有給休暇【労働基準法第39条】とは、所定の休日以外で、賃金の支払いを受けて仕事を休める日のことです。労働者の心身の疲労を回復させ、また、仕事と生活の調和を図るためにも、まとまった休暇を与えることは重要です。



働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散 化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な 働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

- (※1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結 すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- (※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。
- ☆ 労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて 導入をご検討ください。
- ◆ 詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。 https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/



## (お問い合せ先)

- ○年次有給休暇の取得促進について
  - ・神奈川労働局雇用環境・均等部 企画課 電話 045-211-7357
- ○年次有給休暇制度について
  - ・県内労働基準監督署 又は QR コードを読み取り

